

管 区 事 務 所  
〒162-0805  
東京都新宿区矢来町65番  
電話 (03)5228-3171  
FAX (03)5228-3175

# 日 本 聖 公 会

NIPPON SEI KO KAI

PROVINCIAL OFFICE  
65, Yarai-cho, Shinjuku-ku  
Tokyo 162-0805, Japan  
Tel. 81-3-5228-3171  
Fax. 81-3-5228-3175

内閣総理大臣 岸田 文雄 様  
法務大臣 古川 禎久 様

2021年12月6日

私たちはキリスト者として、死刑の執行停止と死刑制度の廃止を訴えて参りました。

岸田内閣において新たに就任した古川禎久法務大臣は、就任後の記者会見で死刑制度の存廃について、「国民世論の多数が極めて悪質、凶悪な犯罪については死刑もやむを得ないと考えていることから、廃止は適当ではない」との見解を示しておられます。しかしながら、犯罪者が死刑判決を受け、拘置所での生活を経て処刑されるまでの様子や、どのような状況で死刑の執行がなされるかなど、国民に十分開示されていないのが実情です。更に、処刑に立ち会う刑務官や教誨師の苦悩も知らされていません。このような状況の中、世論を存置の理由にするほどの議論が、国会や政府、また国民の間でなされていると言えるのでしょうか。

そもそも、死刑制度の存廃は世論や国民感情によって決定されるべきものではなく、いのちの尊厳や人道的な見地にたって決定されるべきものです。死刑制度を廃止した国は人道的理由を真っ先に挙げ、次いで誤判の可能性、そして犯罪抑止力にならないことを挙げています。また、いのちを奪うのではなく、教育の機会と償いの道を与えることの大切さを挙げる国もあります。

執行を停止している国を含め、廃止国が存置国を大きく上回る今、死刑制度の廃止は国際的な潮流です。国連人権委員会は日本政府に対して死刑制度の廃止を勧告する報告書を出しています。報告書には「死刑制度廃止に向け前向きに検討し、必要に応じて国民に制度の廃止が望ましいことを説明すべきだ」としています。世論や国民感情によるのではなく、死刑制度廃止に向けた強いリーダーシップが求められています。

死刑は、国家の名のもとに人のいのちとその尊厳を奪う殺人です。古川法務大臣には、任期中に決して死刑執行の決断をしないこと、そして、国会や政府、国民間で議論を深め、死刑制度の廃止に向けた一日も早い法整備を強く要望致します。

同時に、犯罪被害者の誰もが等しく、経済的、精神的支援が十分に受けられる社会の実現に向け、更なる努力を要請致します。また、加害者の家族や関係者が不当な社会的制裁を受けることのないよう、更に、精神的支援だけでなく必要に応じた経済的支援が受けられるような仕組み作りも、併せて要請致します。

日本聖公会首座主教 主教 ルカ 武藤謙一  
正義と平和委員会・委員長 主教 ダビデ 上原榮正  
管区事務所総主事 司祭 エッサイ 矢萩新一